

生駒市図書館条例施行規則(昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(貸出しの対象者及び手続)</p> <p>第9条 図書の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に所在する事業所に勤務する者</p> <p>(3) 市内に所在する学校に通学する者</p> <p>(4) その他特に館長が認めた者</p> <p>2 図書の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、利用券申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、適当と認めるときは、利用券(様式第2号)を申込者に交付するものとする。<u>ただし、申込者が生駒市住民基本台帳カード利用条例(平成22年12月生駒市条例第32号)第2条第3号のサービスを受けるための手続を行った場合においては、住民基本台帳カードを利用券とみなし、利用券の交付は行わない。</u></p> <p>4 図書の貸出しを受けようとする者は、<u>利用券又は住民基本台帳カード</u>を提示しなければならない。</p>	<p>(貸出しの対象者及び手続)</p> <p>第9条 図書の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に所在する事業所に勤務する者</p> <p>(3) 市内に所在する学校に通学する者</p> <p>(4) その他特に館長が認めた者</p> <p>2 図書の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、利用券申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、適当と認めるときは、利用券(様式第2号)を申込者に交付するものとする。</p> <p>4 図書の貸出しを受けようとする者は、利用券を提示しなければならない。</p>